

食品アクセス確保対策事業実施要領

制 定 令和7年3月31日 6 消安第7588号
最終改正 令和8年4月7日 7 消安第7698号
農林水産省消費・安全局長通知

第1 通則

食品アクセス確保対策事業補助金交付等要綱（令和6年3月21日付け5消安第6826号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定める補助事業の実施については、要綱に定めるもののほか、本要領の定めるところによるものとする。

第2 補助事業者

補助事業者は、次に掲げる第1項から第3項までの要件を満たし、かつ、第4項又は第5項の要件を満たすフードバンク又はフードバンクが構成員となるフードバンクの活動の推進を目的とした協議会（以下「協議会」という。）から、公募により選定された者とする。

- 1 令和7年4月1日以前より、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」（令和6年12月25日食品寄附等に関する官民協議会作成）に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。
- 2 食料提供団体（食品アクセス困難者に対する食料提供の充実を図るため、食料提供を行う団体をいう。以下同じ。）への食品提供の取組の拡大を図る計画を有すること。
- 3 利用者を特定した上で食品を提供すること。
- 4 食品廃棄物等多量発生事業者（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者をいう。以下同じ。）からの未利用食品の寄附を直接受けて、食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。
- 5 複数の市区町村の食料提供団体に食品を提供する計画を有すること。

第3 補助の要件

補助事業者が本補助金の補助対象となる要件は、次のとおりとする。

第6第1項の事業実施計画の別添3の「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施計画に添付して提出すること。

また、事業実施結果に係る報告書の作成に当たっては、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、要綱第17第1項の実績報告書に添付して提出すること。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

第4 事業の内容

補助事業者は、次に掲げる第1項若しくは第2項の大規模又は広域的な取組に向けて、未利用食品の受入れ・提供機能の強化を図るものとする。

- 1 食品廃棄物等多量発生事業者からの未利用食品の寄附を直接受けて行う食料提供団体への食品提供
- 2 複数の市区町村の食料提供団体への食品提供

第5 補助対象経費等

- 1 本事業の補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な別表の補助対象経費の欄に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区別して整理を行うこととする。
- 2 次の経費は、本事業の補助の対象としない。
 - (1) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
 - (2) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
 - (3) 当該補助金に係る消費税仕入控除税額

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

補助事業者は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、要綱第6第1項の交付申請書に添付するものとする。また、事業実施計画の変更（要綱第13の軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止の承認申請に当たり、要綱第12第1項の変更等承認申請書を提出する場合も同様とする。

2 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、補助事業者は、別記様式第2号の交付決定前着手届を農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）に提出するものとする。
- (2) 前号ただし書により交付決定の前に着手する場合については、補助事業者は、本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手するものとする。また、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、補助事業者は、交付決定の前に着手した場合には、要綱第6第1項の交付申請書の「3 経費の配分及び負担区分」の備考欄に、着手年月日、交付決定前着手届の文書番号等を記載するものとする。

3 事業実施状況の報告

消費・安全局長は、必要に応じ、事業実施年度の途中において、補助事業者に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

4 事業実施結果の報告

補助事業者は、事業終了後速やかに、事業実施結果に係る報告書を第1項の事業実施計画に準じて作成し、要綱第17第1項の実績報告書に添付するものとする。

5 指導等

- (1) 消費・安全局長は、第3項の事業実施状況の報告及び前項の事業実施結果に係る報告書について、その内容を確認し、第3項の報告において事業の成果目標の達成が困難と認める場合若しくは前項の報告において事業の成果目標の達成が不十分と認める場合又は当該各報告が不相当と認める場合には、補助事業者に対し必要な指導等を行うものとする。
- (2) 消費・安全局長は、前号の規定による指導のほか、補助事業者に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導等を行うことができるものとする。

第7 成果目標

本事業は、未利用食品の受入れ・提供機能の強化を通じて、フードバンク活動の大規模化又は広域化を実現することを成果目標とする。

第8 収益納付

- 1 補助事業者は、要綱第24第1項の規定に基づき、別記様式第3号により年間の収益の状況を、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに消費・安全局長に報告しなければならない。
なお、消費・安全局長は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して1年間とする。
ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、消費・安全局長は、特に必要と認める場合には、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第9 審査基準等

- 1 審査基準については、別紙のとおりとし、農林水産省消費・安全局において応募者から提出された申請書類を審査・採点し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に補助金交付候補者として採択するものとする。ただし、同ポイントの申請が複数あった場合は、国費が少ない者を優先的に採択するものとする。
- 2 審査基準の考え方については、事業の実施状況及び総合的な政策推進の観点を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 3 過去3か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項の規定による取消しをされたことのある応募団体（共同機関を含む。）については、採択しないものとする。
- 4 消費・安全局長は、採択結果を踏まえ、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては、補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知するものとする。

第10 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等いわゆる知的財産に係る権利をいう。以下同じ。）が発生した場合、その知的財産権は補助事業者に帰属するが、知的財産権の帰属に関し、

次に掲げる条件を遵守するものとする。

なお、本事業の一部を補助事業者から受託する第三者にあっても、次に掲げる条件を遵守するものとする。

- 1 本事業により成果が得られ、知的財産権の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく消費・安全局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求める場合には、無償で国に許諾すること。
- 3 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 補助事業者及び本事業の一部を受託する第三者は、本事業の成果である知的財産権の取扱いについて、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。また、本事業の実施期間中及び本事業の終了後において、国以外の第三者に知的財産権を譲渡する場合には、事前に消費・安全局長と協議して承諾を得ること。

第11 守秘義務

- 1 補助事業者は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、当該情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むが、これらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えい等してはならない。
- 2 前項の規定は本事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）においても有効とする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施した事業については、なお従前の例による。

別表

区 分	補助対象経費	補助率
<p>フードバンクの機能強化支援</p> <p>〔大規模又は広域的な取組に向けて、未利用食品の受入れ・提供機能の強化を図る取組の実施〕</p>	<p>(1) 活動経費 人件費、賃金、旅費</p> <p>(2) 取組拡大経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人費（賃金（募集に係る非常勤職員に限る。）） ・研修開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、会場設営費） ・ニーズ等調査費（調査員謝金、調査員旅費、賃金（運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。）） ・マッチング交流会開催費（講師謝金、講師旅費、会場借料、会場設営費、賃金（運営補助を伴う臨時非常勤職員に限る。）、貸切バス借料、啓発資材作成・レンタル費、食材費（調理体験の教材、展示及び試食用）） ・運搬・配送用車両賃借料（燃料代を除く。） ・一時保管用倉庫（常温・保冷倉庫）賃借料 ・保管用機械（冷凍・冷蔵庫、冷凍ストッカー）賃借料又は購入費 ・入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）賃借料（インク代を除く。） ・システム導入・開発費 ・申請書等作成費（有識者謝金、有識者旅費） ・事務局設備（パソコン、電話）賃借料 ・その他経費（消耗品費、普及宣伝費、資料作成費、通信運搬費、役務費、委託費、保険料（食中毒事故に対する補償を含むものに限る。）） <p>(3) 食品の輸配送費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者に依頼して輸配送する場合の経費 ・補助事業者自ら輸配送する場合の経費（燃料代） 	<p>定額</p> <p>ただし、(2)の保管用機械購入費に係る補助上限額は30万円</p>

※ 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとする。

別紙

食品アクセス確保対策事業審査基準等について

本事業の審査に当たり、事業実施計画のポイントは、以下に掲げる表の評価項目及び配点基準に定めるポイントを合計することにより算定するものとする。

評価項目及び配点基準		ポイント
有効性	① 事業の目的が地域の食料提供の質・量の充実に向けた機能強化に資するものとなっているか。 ア 目的が食品アクセスの確保に資するものとなっている。 イ 目的が食品アクセスの確保に資するものとなっていない。	5 不選定
	② 事業の目的が、地域の現状・課題を踏まえたものとなっているか。 ア 地域の現状・課題は、調査結果等のデータに基づいたものになっており、また、事業の目的がその現状・課題を踏まえたものになっている。 イ 応募者が考える地域の課題について、目的がその課題に適切に対応している。 ウ 応募者が考える地域の現状・課題に対して、適切な目的となっていない。	5 3 不選定
効率性	③ 事業実施を効率的に行うためのスケジュールになっているか。 ア 実施時期が具体的で余裕のあるスケジュールが想定されており、効率的な事業運営が見込まれる。 イ 無理のないスケジュールが想定されており、問題のない事業運営が見込まれる。 ウ 事業運営に無理のあるスケジュールになっている。	5 3 不選定
	④ 事業内容が、本事業で設定した目標の達成に資するものとなっているか。 ア 本事業で設定した目標の達成に向けて、明確かつ実現可能な事業内容となっている。 イ 本事業で設定した目標の達成に向けて、明確かつ実現可能な事業内容となっていない。	5 不選定
獨創性・先進性	⑤ 事業で実施する各取組にモデル性があるか。 ア 取組に特にモデル性がある。 イ 取組にモデル性がある。 ウ 取組にモデル性がない。	5 3 不選定
加算	⑥ 食品の提供先（こども食堂等）の拡大を図る計画を有している。	4
	⑦ 寄附金等による基金の造成・運用や収益事業の運営等により10年以内に当該経費に必要な資金を自己調達する計画を有している。	4

別記様式第1号（第6第1項関係）

〇〇年度 食品アクセス確保対策事業事業実施計画

事業担当者名及び連絡先	団体名	
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	E-mail	
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	電話番号	FAX
	E-mail	

1 事業の目的

(事業の背景となる地域の現状・課題等を踏まえ、事業の目的を記載してください。)

2 成果目標

(地域における円滑な食品アクセスの確保に寄与する目標を記載してください。)

3 事業の内容・実施方法

(事業の目的の実現に向けた取組内容や、事業の実施方法を具体的に記載してください。)

4 実施体制

(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称のほか、概要及び事務処理体系についても記載してください。)

5 実施スケジュール

(事業の実施スケジュールについて、具体的な内容が分かるように記載してください。)

6 事業の効果

(本事業が、その目的の実現に向けてどのような効果をもたらすかを記載してください。)

- (注) 1 関係書類として、「別添1 総括表」、「別添2 経費内訳書」及び「別添3 「みどりチェック」チェックシート」を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「1 事業の目的」とあるのは、「1 変更の理由」（中止の場合は「1 中止の理由」、廃止の場合は「1 廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業内容等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止前又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- 3 事業実施結果に係る報告書として本様式を使用する場合には、実績を記載すること。
- 4 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能である場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができること。

別添1 総括表

区 分	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	負担区分		事業の委託	備 考
		国庫補助金 (A)	補助事業者 (B)		
	円	円	円		
合 計					

- (注) 1 「事業の委託」欄には、(1)委託先名、(2)委託する事業の内容及び当該事業に要する経費を記載すること
 2 変更の場合には、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業内容等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止前又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。

別添2 経費内訳書

区分・事業メニュー	補助事業に 要する経費 (A)+(B) 円	負担区分		経費の根拠
		国庫補助金 (A) 円	補助事業者 (B) 円	
合 計				

(注) 変更の場合には、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業内容等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止前又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

別添3

「みどりチェック」 チェックシート

該当する方に○を付してください。

申請時（します）	
実績報告時（しました）	



- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除		
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		
<input type="checkbox"/>	⑦	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑧	資源の再利用を検討

②関係法令の遵守について、対象は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

< 報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて >

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

別記様式第2号（第6第2項第1号関係）

番 号
年 月 日

消費・安全局長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度 食品アクセス確保対策事業に関する交付決定前着手届

食品アクセス確保対策事業実施要領第6第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり条件を了承の上、届け出る。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、それらの損失は、補助事業者が負担することとします。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業の実施に当たっては、着手から交付決定を受けるまでの期間内に、計画変更は行わないこととします。

事業内容	交付決定前に着手する内容	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

- (注) 1 「事業費」欄は、全体事業費とする。
2 「事業内容」欄には、別表の事業内容欄に記載の取組名を記入することとし、交付決定前に着手する内容については、別表の事業内容欄のうち、交付決定前に着手する取組内容について記入すること。

別記様式第3号（第8第1項関係）

番 号
年 月 日

消費・安全局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度 食品アクセス確保対策事業収益状況の報告について

食品アクセス確保対策事業実施要領第8第1項の規定に基づき、下記のとおり年間の収益の状況を報告する。

記

- 1 事業の内容
- 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 円
- 3 上に要する費用の総額 円
- 4 補助金の確定額 〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により確定 円
- 5 前年度までの収益納付額 円
- 6 本年度収益納付額 円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。